

「認知症とともに生きるまち三鷹条例（仮称）（案）骨子」に係る市民意見への対応について

【凡例】

- ①条例（案）に盛り込みます・・・意見を概ね提案どおり又は趣旨として条例（案）に盛り込むもの
- ②規則を制定する中で対応します・・・規則制定段階で判断するもの
- ③事業実施の中で検討します・・・事業実施段階で判断するもの
- ④既に条例（案）に盛り込まれています・・・既に意見やその趣旨が条例（案）に盛り込まれているもの
- ⑤対応は困難です・・・趣旨の反映を含め条例（案）や規則等に盛り込むことが困難なもの
- ⑥その他・・・その他の意見など

パブリックコメント提出状況

人数： 10名
 件数： 22件

※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意識して掲載しています。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性
1	全体	本条例は、三鷹市としての具体的な取組み（意見反映方法、各主体の役割、支援体制の強化など）の方向性が十分に示されていないと感じるため明記してほしい。	③事業実施の中で検討します 本条例（案）では、認知症に関する施策の基本理念を定め、市、市民、事業者等の役割を明らかにするとともに、認知症の人（以下「本人」という。）及び家族等の意見を尊重しながら認知症施策を総合的、計画的に推進することを市の責務として定めています。具体的な取組みについては、本条例で定めることとしている認知症施策の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）において定め、着実に進めていきます。
2	全体	認知症の人を「支援される側」としてのみ位置づけるのではなく、当事者を地域づくりの主体として位置づける視点を、条例の中でより明確に示してほしい。	④既に条例（案）に盛り込まれています 本条例（案）では、本人が地域の一員として、その経験や個性を生かすとともに、主体的に活動し、まちづくりに関わることを基本理念として定めており、ご意見の趣旨も盛り込まれています。
3	全体	認知症は病気や疾病ではなく「状態」であることを明確にし、精神障がい者としての位置づけも含め「認知症とは何か」が分かるようにしてほしい。	④既に条例（案）に盛り込まれています 本条例（案）では、認知症の定義を、認知症基本法（令和5年法律第65号）第2条第1項に準拠し、脳の疾患等により日常生活に支障が生じている「状態」として定めています。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
4	2 基本理念	「認知症になると何もできない」といった社会的な偏見などに対して、条例が真っ向から立ち向かう姿勢を示してほしい。	④既に条例（案）に盛り込まれています	本条例（案）では、認知症をめぐる不安や、これまで通りの生活を営むことが難しくなるといった社会通念に伴う障壁を地域全体の課題として捉え直し、全ての市民が認知症を自らのこととして受け止め、誰もが安心して暮らし続けることができる「認知症とともに生きるまち三鷹」の実現を徹底した理念として定めており、ご意見の趣旨も盛り込まれています。
5	2 基本理念	予防法や治療法が確立されていない現状を踏まえ、常に最新で正しい情報に基づいて議論・考察する姿勢を施策に反映してほしい。	④既に条例（案）に盛り込まれています	本条例（案）では、市民、事業者等が正しい理解を深め、自分事として支え合う環境を整えることを基本理念としつつ、関係機関等と連携した調査、研究等により、認知症施策の効果的な推進を図るよう定めており、ご意見の趣旨も盛り込まれています。
6	3 市の責務	「意見を聴く」だけでなく、認知症の人が委員やパートナーとして政策決定プロセスに参画する仕組みを明記してほしい。	④既に条例（案）に盛り込まれています	本条例（案）では、本人及び家族等の意見を尊重しながら認知症施策を総合的、計画的に推進することを市の責務として定めるとともに、本人が地域の一員として、その経験や個性を生かすとともに、主体的に活動し、まちづくりに関わることを基本理念として定めており、ご意見の趣旨も盛り込まれています。
7	4 市民及び事業者等の役割	認知症の人にも分かりやすいよう、価格表示は、税抜き表示をせず「税込表示のみ」に統一するよう事業者に求めてほしい。	③事業実施の中で検討します	本条例（案）では、事業者等の役割として、本人及び家族等が安心してサービスを利用できるような配慮に努めていただくよう定めています。本人等のみならず誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりに資するよう、ご意見の趣旨を踏まえ、推進計画の中で検討していきます。
8	4 市民及び事業者等の役割 5 基本的施策 (8) 研究等の推進	認知症の人が事業者等と共に製品・サービスを開発する「リビングラボ」のような取組みを推進し、産業振興と福祉を両立させてほしい。	③事業実施の中で検討します	本人及び家族等の意見を尊重しつつ、製品・サービス等の開発、提供を行う事は、本人等が安心してサービス等を利用できる環境に資するだけでなく、同サービス等を通じた産業振興にも寄与することが期待できると考えます。ご意見の趣旨を踏まえ、推進計画の中で検討していきます。
9	5 基本的施策 (1) 普及啓発	認知症の人の言葉は力強く、普及啓発に効果的であるため、発信の場を設ける際には、本人や家族と共に「何をどう伝えるか」等を十分に話し合う機会を確保するなど環境づくりに配慮してほしい。	④既に条例（案）に盛り込まれています	本条例（案）では、普及啓発及び教育並びに本人及び家族等による体験や意見の発信支援について定めており、ご意見の趣旨も盛り込まれています。意見等の発信に当たっては、本人及び家族等の視点に立ち、意見を尊重するとともに「何をどう伝えるか」を、ともに検討できるよう支援していきます。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
10	5 基本的施策 (2) 社会参加の機会	軽度者の重症化予防やQOL（主観的健康観）向上のため、本人の興味・意欲を引き出す専門職「アクティビティ・ディレクター」等の活用を施策に取り入れてほしい。	③事業実施の中で検討します	本条例（案）では、本人が希望や関心に応じて社会参加を継続できるよう、機会の確保に努めることを基本として定めています。ご意見の趣旨を踏まえ、本人の興味・意欲を引き出す専門的知見の活用を含め、推進計画の中で必要な支援の在り方について検討していきます。
11	5 基本的施策 (2) 社会参加の機会	民間施設で実施するような質の高いアクティビティやサークル活動は、費用面で利用できる人が限られる。経済状況に関わらず地域で同様の活動ができるよう、市がバックアップしてほしい。	③事業実施の中で検討します	本条例（案）では、本人が希望や関心に応じて社会参加を継続できるよう、機会の確保に努めることを基本として定めています。ご意見を踏まえ、経済状況にかかわらず地域で参加できるよう、推進計画の中で必要な支援の在り方について検討していきます。
12	5 基本的施策 (2) 社会参加の機会	社会参加については、医療・介護情報のみでなく、文化・芸術活動へつなぐ取組みを推進してほしい。	④既に条例（案）に盛り込まれています	本条例（案）では、本人及び家族等の希望や関心に応じた社会参加の機会並びに地域において交流できる場の確保を基本として定めており、ご意見の趣旨も盛り込まれています。文化・芸術活動へのつながりも含め、活動の場の確保等の支援を進めていきます。
13	5 基本的施策 (3) 早期発見・早期支援等	行方不明（ひとり歩き）時の家族負担を軽減するため、家族が駆けつけられない時に警備員が対応する「駆けつけサービス付き位置情報提供システム」導入してほしい。	③事業実施の中で検討します	本条例（案）では、家族等の精神的及び身体的な負担の軽減並びに生活の安定を図るための支援の充実を施策の基本として定めています。家族が駆けつけられない場合の対応など、ご意見の趣旨を踏まえ必要な支援の在り方について検討していきます。
14	5 基本的施策 (3) 早期発見・早期支援等	市の健康診断に、脳のCTやMRI検査を導入し、認知症の早期発見につなげてほしい。	③事業実施の中で検討します	本条例（案）では、認知症の早期発見及び早期診断に資する体制の整備等を施策の基本として定めています。脳のCTやMRIは医師の判断の下で実施される検査であることを踏まえ、健診項目としての導入に限らず、相談支援体制の整備等により早期に適切な受診等につながるよう、推進計画の中で検討していきます。
15	5 基本的施策 (3) 早期発見・早期支援等	認知機能が徐々に低下しているなど客観的データがあることで、受診を拒む本人を家族が説得しやすくなるため、毎年の健診に認知症に関する問診を導入し、経年変化をデータ化してほしい。	③事業実施の中で検討します	本条例（案）では、早期発見及び早期診断に資する体制の整備等を施策の基本として定めています。健診結果等を活用した受診への動機付け支援など、個人情報の取扱い等も踏まえ、地域医師会など関係機関等と意見交換をはじめ必要な検討をしていきます。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
16	5 基本的施策 (5) 相談支援の充実	行方不明者を保護した際、パトカーで自宅まで送り届ける運用について、警察署と正式に連携・合意形成を図ってほしい。	③事業実施の中で検討します	本条例（案）では、本人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための包括的な相談支援体制の整備を施策の基本として定めています。認知症に伴うひとり歩き等で、帰宅が困難になった本人の保護時対応など、関係機関等との協議を通じた連携の在り方を検討していきます。
17	5 基本的施策 (5) 相談支援の充実	認知症の人の生活の質は、家族介護者等との関係性に影響を受けやすいため、相談支援体制の充実にあたっては、家族等への精神的支援についても配慮した取組みとしてほしい。	④既に条例（案）に盛り込まれています	本条例（案）では、家族等の精神的及び身体的な負担の軽減並びに生活の安定を図るための支援の充実を施策の基本として定めており、ご意見の趣旨も盛り込まれています。家族等の精神面でのサポートの重要性を踏まえ、相談支援体制の充実を進めていきます。
18	5 基本的施策 (5) 相談支援の充実	認知症であることを周囲に分かりやすく伝えるための「認知症版ヘルプマーク」を作成・普及してほしい。	③事業実施の中で検討します	本条例（案）では、本人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための包括的な相談支援体制の整備等を施策の基本として定めています。本人及び家族等の意思が尊重されることを踏まえ、希望する場合に周囲に支援を求めやすくする手段として、ヘルプマークに限らない表示・ツールの在り方を事業実施の中で検討していきます。
19	5 基本的施策 (5) 相談支援の充実	身寄りのない認知症の人のために、地域包括支援センターを中心とした見守り体制を充実と、見守り機器の普及を図って欲しい。	③事業実施の中で検討します	本条例（案）では、本人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための包括的な相談支援体制の整備等を施策の基本として定めています。見守り機器の活用を含めた地域における見守り体制の更なる充実など、推進計画の中で必要な検討をしていきます。
20	5 基本的施策 (6) 家族介護者等支援	認知症による暴力等がある場合、家族を守るために、本人の同意がなくても強制的に医療につなげる仕組みや家族の保護体制を整備してほしい。	⑥その他	認知症に伴う周辺症状（暴力等）や自傷他害の恐れがある場合には、早期の支援につなげるため「認知症初期集中支援事業」により市職員及び医師等による介入を行うほか、関係法令（精神保健福祉法、高齢者虐待防止法等）に基づき適切に対応をしています。ご家族の負担軽減策等については推進計画等で整理・検討していきます。
21	5 基本的施策 (9) 推進計画の策定等	推進計画には、K P I（成果指標）として本人の主観的な幸福感（ウェルビーイング）を設定すべき。	③事業実施の中で検討します	本条例（案）では、推進計画を定め、推進計画に基づく施策の実施状況を公表することを定めています。成果指標の設定は、評価・検証及び効果的な施策推進の観点から推進計画の中で検討していきます。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
22	その他	市長公約にもない認知症条例を行政部局主導で作成し、市議会や市民の意思が十分反映されていない点に強い疑問と問題意識を持っている。	⑥その他	本条例（案）は、これまで認知症の人やご家族等をはじめ、市民・事業者の皆様への意見聴取とともに、市民会議等で検討を重ねてきたもので、行政のみで作成したものではありません。引き続き、本パブリックコメントや議会審議という正当な手続きを経て確定させてまいります。